

第3次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて

番号	項目	第3次障がい者計画における取組み内容	取組みを行った内容
1	自立支援協議会の充実	「障がい者地域自立支援協議会」は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に自分らしく暮らすことができる地域づくりに関することなどについて調査・審議する組織です。学識経験者、福祉サービス事業者、当事者団体の代表者、公募市民等の参画により構成され、地域の現状とニーズを議論し、サービスの改善や社会資源の開発など地域全体での支援の仕組みをつくる場となります。 個別の施策の推進の基礎であることから、自立支援協議会の機能の充実をめざします。 原則として年2回開催されるとともに、事務局会議を毎月開催し、課題を把握し、施策に反映するよう努めます。この計画期間の当初は、権利擁護推進・就労支援等に重点を置いて部会活動を進め、段階的に広く地域の課題への対応を充実させていくことを予定しています。	○平成29年度より障がい者地域自立支援協議会の体制を変革し、より現場での取組みなどについて協議できるように取り組んだ。 ○事務局会議を「障がい者地域自立支援協議会推進会議」とし、障がい者地域自立支援協議会の運営や専門部会の運営等について検討を行う場とした。 ○既存の「相談支援事業所連絡会」を「相談支援部会」とし、相談支援専門員の質の向上に取り組む場とした。 ○平成27・28年度に就労支援準備会を設置し、今後の就労支援について協議する場の設置に向けて取り組んだ。その後、「就労支援部会」を設置し、工賃向上（共同受注体制の構築）、一般就労への移行をテーマに取り組んだ。 ○精神病床からの退院促進に関して協議を行う場として「地域移行部会」、地域生活支援拠点の整備に関して協議を行う場として「地域生活支援拠点部会」を設置した。
2	相談支援体制の整備	平成26年4月に開所した「障がい者基幹相談支援センター」を核として、相談支援体制の整備を推進します。相談支援体制の整備により、地域の課題を把握し、自立支援協議会の活発な協議を行っていきます。 また、平成27年6月から基幹相談支援センターが中心となり、委託相談支援事業所・特定相談支援事業所とともに、相談支援連絡会を開始しており、委託相談支援事業所・特定相談支援事業所との相互サポート体制の構築に努め、サービスの質の確保につながる研修等に取り組めます。 さらに、障がい者相談支援センターを地域で身近な相談援助機関として設置し、地域へ周知するとともに、虐待や成年後見を含めた相談にも対応できるよう取り組んでいきます。 障がいのある人だけでなく、高齢者や生活困窮者など支援を必要とする人への相談支援体制の充実、第5次和泉市総合計画においても重点施策としてあげられており、この計画との整合性を図りながら進めていきます。	○平成29年度より障がい者地域自立支援協議会の体制を変革するとともに、「相談支援事業所連絡会」を「相談支援部会」とし、相談支援体制の充実に取り組んだ。 ○具体的には、各種研修会を行いつつ、「アセスメント向上」「プラン作成向上」などに取り組む、また、就労支援事業所との連携体制の強化に取り組んだ。 ○広報紙やホームページの充実を図り、相談支援機関等の周知に取り組んだ。 ○障がい者基幹相談支援センターを中心に障がい分野以外の各種相談支援機関との連携体制の構築に取り組んだ。
3	ネットワークの構築	現在、それぞれの専門機関や相談員の個別の支援だけでは、情報の不足などの理由により、すべてのニーズへの対応が困難であることが課題となっています。ニーズを集約するために、「最重点施策2. 相談支援体制の整備」に挙げた基幹相談支援センターの機能を活用し、ネットワークによる情報の共有化を図っていきます。 情報の共有化を行うために、この計画期間中に事業所連絡会議を立ち上げ、行政・自立支援協議会・サービス事業者等の定期的な協議によって、地域の関係機関のネットワークの構築をめざします。 また、基幹相談支援センターでは、権利擁護推進連絡会による障害者差別解消法の施行にあわせた専門職の研修会、あるいは、就労支援連絡会による各機関の役割の共有などの取り組みを予定しています。さまざまな取り組みにより、相談支援とサービス事業者など多様な関係者のネットワーク化を図ります。	○障がい者地域自立支援協議会の体制を変革するとともに、障がい者地域自立支援協議会推進会議の設置、専門部会として「相談支援部会」「就労支援部会」「地域移行部会」「地域生活支援拠点部会」を設置し、様々な事業所・関係機関によるネットワークの構築に取り組んだ。 ○障がい者基幹相談支援センターを中心に事業者等に対して障がい者虐待防止や成年後見制度など権利擁護に関する研修会を実施した。

第4次障がい者計画における最重点施策の取組みについて

資料1－2

番号	項目	第4次障がい者計画における取組み内容	今後の取組みの方向性等	
1	地域での生活基盤づくり	障がいのある人が、地域において生活するためには、保健・医療・福祉をはじめとした関係機関の連携と、適切な障がい福祉サービスの提供など、地域の日常的な支援が必要不可欠です。 そこで、さまざまな相談窓口を整備・拡充するとともに、住宅の整備・改良、災害時の避難体制の確立、障がい福祉サービス等の充実、福祉のまちづくりを推進します。 特に、障がい者の自立支援体制の整備・強化として、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の運営、就労支援体制及び相談支援体制の充実に関して、各種部会において取り組みを推進し、取り組みの過程で生じる課題については、自立支援協議会において活発な協議を進めていきます。	障がい者地域自立支援協議会	各部会の垣根を超えた幅広い協議を行うことで、障がい者の自立支援体制・包括的なネットワークの構築に取り組む。 支援の質向上・ICT活用プロジェクトチームにおいて、既存の部会のようなテーマに関わらず、幅広く支援のあり方やICTを活用した業務改善・効率化に取り組む。
			相談支援部会	相談支援部会を運営し、相談支援専門員の質を向上を図る。また、主任相談支援専門員を核とした相談支援体制を充実を図る。
			就労支援部会	「一般就労への移行」として、就労支援事業所の技術等の向上を図るとともに、就労支援機関との具体的な連携体制の構築に取り組む。「工賃向上」については、共同受注体制を構築し、企業等との協力関係の構築などに取り組む。
			地域移行部会	精神病床からの退院促進に限らず、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築として、医療と福祉の連携など包括的な支援体制の整備に取り組む。
			地域生活支援拠点部会	地域生活支援拠点の運営を行い、また、課題などを踏まえた拠点機能の充実に取り組む。
2	あいサポート運動の推進	「あいサポート」とは、愛情の「愛」、私の「I(アイ)」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組みあわせ、障がいのある人を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。 「あいサポート運動」は、平成21年に鳥取県で始まった運動で、本市は、鳥取県と平成30年11月5日に「あいサポート運動にかかる協定」を締結し、『障がいのある人もない人も、共に生きることの大切さを認識し、共に自立し、支えあう社会を目指し、共生社会の実現に向けて、さらに一歩進んでいける』よう取り組んでいます。 日常生活のなかで、障がいのある人が困っている時などに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば、あいサポーター研修を受講することで誰でも「あいサポーター」になることができます。特別な技術の習得は必要ありません。この運動のシンボルマークである「あいサポートバッジ」を着用し、この運動を推進していきます。 また、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を担うのは、個人・行政だけでなく、企業・団体の役割も重要です。あいサポート運動の推進に取り組む「あいサポート企業・団体」として、職員や構成員への「あいサポーター研修」などを行っています。 この「あいサポート運動」を誰もが知る運動となるよう、「あいサポーター」「あいサポート企業・団体」と協力して進めていきます。	今後も継続してあいサポーター研修を通じてあいサポーターの増加を目指し、障がいの理解促進に取り組む。 令和3年7月31日時点 あいサポートメッセンジャー 46名 あいサポーター 486名 あいサポート企業 4社	
3	「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」の推進	障がいのある・なし、コミュニケーション手段に関わらず、共に生きるまちが実現できるよう、「手話は言語であること」の理解促進と普及、「障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備」「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現」を目指します。その中で、市民や市職員等に対する手話講習会を実施し、手話への理解の促進及び普及を図るとともに、市主催の講演会での手話通訳者、要約筆記者の設置を推進します。また、障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図ります。	市民向け講習会・職員向け講習会等の実施などを通じて聴覚障がい・手話等について理解促進に取り組む。また、適宜あいサポーター研修と協力する。 令和2年度の取組み・・・職員向け研修会の実施	

第5期障がい福祉計画における取組み及び成果目標について

資料2－1

番号	項目	内容	成果目標	成果	取組みを行った内容
1	施設入所者の地域生活への移行	地域は、すべての人々の生活の本拠です。障がいの有無や年齢、性別にかかわらず、すべての人が地域の住民として、さまざまな人とつながりを持ち、自立した生活を行うことが大切です。しかし、福祉施設や精神科病院などに入所・入院しているために住み慣れた地域から離れて暮らしている人たちがいます。そのような人が再び地域で生活できるよう、基幹相談支援センターを中心に、関係機関が連携し、退所・退院の促進及び地域生活の定着ができるように支援を行います。また、このことが効果的に実施できるように、支援体制の充実等、地域包括ケアシステムの構築を進めます。	地域移行者数 11名 入所者の削減数 2名	地域移行者数 4名 入所者の削減数 ▲6名	サービス担当者会議などへの参加により関係者と地域への移行について検討を行った。
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		保健・医療・福祉関係者による協議の場 1か所	保健・医療・福祉関係者による協議の場 1か所	○平成30年度に自立支援協議会の下部組織として「地域移行部会」を設置した。 ○メンバーは、市・障がい者基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター・精神科病院・一般相談支援事業者・大阪和泉保健所・広域コーディネーター ○精神病床からの退院促進に関する仕組みの構築や茶話会などについて協議を行った。
3	障がい者の地域生活の支援	地域共生社会の実現をめざして、障がいのある人が住み慣れた地域で生活続けることができるような地域づくりが大切です。そのため、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実・体験の機会(場)の提供・緊急時の受け入れ・地域の体制づくり等の基盤として、地域生活支援拠点の整備を進めます。	地域生活支援拠点 1か所	地域生活支援拠点 1か所	○平成30年度より自立支援協議会の下部組織として「地域生活支援拠点部会」を設置した。 ○メンバーは、市・障がい者基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター・特定相談支援事業者・短期入所事業者・共同生活援助事業者・当事者団体 ○短期入所を活用したスキームによる地域生活支援拠点整備方針を策定した。
4	福祉施設から一般就労への移行	就労は、障がいのある人の経済的な基盤として自立を支えるとともに、それ自体が生きがいややりがいをもたらします。さまざまな人がその状態や状況に応じた多様な就労を行い、自己実現を果たすことが大切です。 《福祉施設から一般就労へ》 障がいのある人が安定した生活基盤を得られるように、福祉施設から一般就労への移行を推進する必要があります。そのため、就労系事業所・就労支援機関等が連携して、一般就労への支援を行うとともに、就労後も継続して働くことができるように定着支援を行います。	一般就労への移行者数 20名 就労移行支援事業の利用者数 52名 就労移行率3割以上の事業所の割合 5割以上 就労定着支援事業による1年後の職場定着率 80%以上	一般就労への移行者数 25名 就労移行支援事業の利用者数 52名 就労移行率3割以上の事業所の割合 5.7割 就労定着支援事業による1年後の職場定着率 75%以上	平成29年度より自立支援協議会の下部組織として「就労支援部会」を設置した。 ○メンバーは、市・障がい者基幹相談支援センター・障害者就業・生活支援センター・就労支援事業者 ○一般就労への移行について、就労支援機関等との連携体制の構築について協議を行った。就労支援フローの作成、就労支援パンフレットの作成 など
5	就労継続支援(B型)事業所における平均工賃月額の増額	《福祉的就労の充実》 一般就労だけでなく本人の意思や特性に応じて、福祉的就労など多様な働き方を確保していくことが大切です。福祉的就労に就く人の工賃の向上に取り組むとともに、就労を目標とした生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を通じて、生きがいや生活リズムの創出にも取り組みます。	平均工賃(賃金)月額 11,770円 増加額 2,070円	平均工賃(賃金)月額 調査中 令和3年8月3日時点 11,064円 令和元年度10,593円	○平成30年度より自立支援協議会の下部組織として「就労支援部会」を設置した。 ○メンバーは、市・障がい者基幹相談支援センター・障害者就業・生活支援センター・就労支援事業者 ○工賃向上のため、「共同受注体制」の構築に向けて協議を行った。 ○いくつかの商品について事業者共同で受注に取り組んだ。マスク制作 など
6	相談支援体制、自立支援協議会の充実	本市では、「基幹相談支援センター」、「障がい者相談支援センター(委託相談支援事業者)」を中心に相談支援及びその支援体制の整備に取り組んできました。今後も、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター(委託相談支援事業者)及び特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者等と連携し、相談支援体制の充実に取り組みます。また、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や地域包括支援センター等の相談支援機関と連携し、幅広い相談支援体制の充実を図ります。このことに加え、自立支援協議会の機能を充実させることにより、相談支援体制の充実だけではなく、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「福祉的就労に就く人の工賃の向上」等、さまざまなニーズに対応した基盤づくりができるように取り組みます。			○従来の「相談支援事業所連絡会」を自立支援協議会の下部組織として「相談支援部会」へと位置づけた。 ○相談支援部会では、従来の情報共有や研修会のスタイルから、相談支援専門員の質の向上として「アセスメント能力の向上」「プラン作成能力の向上」について計画的に取り組んだ。 ○平成29年度より障がい者地域自立支援協議会の体制を変革し、より現場での取組みなどについて協議会において協議できるようにした。 ○事務局会議を「障がい者地域自立支援協議会推進会議」とし、自立支援協議会の運営や専門部会の運営等について検討を行う場とした。

番号	項目	内容	成果目標	今後の取組みの方向性等
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域は、すべての人々の生活の基本となる場所です。障がいのある・なしや年齢、性別にかかわらず、すべての人が地域の一員として、さまざまな人とつながりを持ち、自立した生活を行うことが大切です。しかしながら、福祉施設などに入所しているため、住み慣れた地域から離れて暮らしている人たちがいます。 そこで、そのような人が再び地域で自立した生活ができるよう、関係機関が連携し、退所の促進及び地域生活の定着ができるように支援を進めていきます。	地域移行者数 10名 入所者の削減数 1名	今後も継続して、サービス担当者会議等に参加し、地域移行への移行について検討を進めていく。
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送るためには、計画的に基盤を整備するとともに、市や事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障がい福祉サービス事業者、市などの重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。 そこで、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指します。	計画書P28参照	○地域移行部会において、継続して精神病床からの退院促進に関する協議を行う。 ○地域移行部会において、長期入院以外に在宅支援として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行う。
3	地域生活の支援	障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用していきます。 また、障がい福祉サービス事業者等とのネットワークを強化することで、さまざまな支援の充実を図ります。 さらに、その運用状況は、自立支援協議会及び自立支援協議会の「地域生活支援拠点部会」において、年1回以上検証・検討を行います。	自立支援協議会における検証 年1回以上 地域生活支援拠点部会における検討 年1回以上	○策定した地域生活支援拠点整備方針に基づき、短期入所を活用したスキームにて地域生活支援拠点事業の運用を行う。 ○運用を通じて、スキームの充実に取り組むとともに、短期入所以外のスキームについて協議を行う。
4	就労支援の充実	就労は、障がいのある人の経済的な基盤として自立を支えるとともに、生きがいややりがいをもたらすものです。このため、障がいのある人は、自らの持っている能力や技術・技能を活かし、就労することを望まれています。また、さまざまな人がその状態や状況に応じた多様な就労を行い、自己実現を果たすことが大切です。そのため、障がいのある人が安定した生活基盤を確保できるように、福祉施設から一般就労への移行を推進する必要があります。 そこで、就労系サービス事業者・就労支援機関・計画相談支援等が連携して、一般就労への支援を行うとともに、就職後も継続して働くことができるように定着支援を行います。 また、一般就労だけでなく本人の意思や特性に応じて、福祉的就労など多様な働き方を確保していくことも大切です。福祉的就労に就く人の工資の向上に取り組むとともに、就労を目標とした生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を通じて、生きがいの創出にも取り組みます。	就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数 44名 他計画書P31参照	○「一般就労への移行」として、成功事例などを通じて就労支援事業所の技術等の向上を図る。 ○就労支援機関（ハローワーク、障がい者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）との具体的な連携体制の構築に取り組む。 ○就労定着支援サービス事業者の増加を目指し、就労定着支援のあり方について協議を行う。
5			平均工資（賃金）月額11,990円	○「工資向上」として、共同受注体制の構築に取り組む。 ○共同受注体制を構築し、民間企業等に対してPRに取り組み、和泉市における共同受注窓口の認知度向上を図る。
6	相談支援体制の充実	本市では、基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）を中心に相談支援及びその支援体制の整備に取り組んできました。しかしながら、障がいの重度化や重複化に伴い、障がいのある人とどまらず、家族などの支援を必要とする家庭も増えていきます。 そこで、自立支援協議会の「相談支援部会」において計画相談支援の強化のため、相談支援専門員のスキルアップ等の取り組みの推進を図ります。また、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、特定相談支援事業者及び障がい福祉サービス事業者等にとどまらず、保健・医療・介護・子育てをはじめ、教育や就労、住宅などさまざまな関係機関とより一層連携を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センターなどの相談支援機関と連携し、幅広い相談支援体制の充実を図ります。	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 6件 他計画書P32参照	○全体会としての相談支援部会においては、アセスメントやプラン作成、サービス担当者会議、モニタリングなどの質の向上に取り組む。 ○各圏域における相談支援専門員に対する個別的な支援を行い、計画相談支援の質向上やフォローアップ体制の強化に取り組む。 ○令和3年度より、経験5年未満の相談支援専門員に対する研修会を通じてスキルアップ等に取り組む。
7	障がい者地域自立支援協議会の活性化	前記（1）から（5）までの目標達成に向け、関係機関や障がい福祉サービス事業者等の参画による自立支援協議会の各部会の取り組みなどを進めます。 そこで、それぞれの課題や問題点などを自立支援協議会において協議・検討するとともに、各部会の垣根を超えた幅広い協議を行うことで、包括的なネットワークの構築を目指します。		○各部会の垣根を超えた幅広い協議を行うことで、障がい者の自立支援体制・包括的なネットワークの構築に取り組む。 ○新たな取組みとして「支援の質向上・ICT活用」プロジェクトチームを発足し、既存の部会のようなテーマに聞かわず、幅広く支援のあり方やICTを活用した業務改善・効率化に取り組む。